

9月21日(土)～30日(月)

秋の全国交通安全運動

～「人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県」～



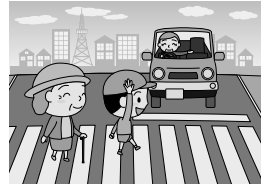
運動の重点目標

①子どもと高齢者の交通事故防止

家庭では、「もしかして・とまる・みる・まつ・たしかめる」を合言葉に、子どもに交通ルールやマナーを守る態度を身につけさせましょう。

高齢者の皆さんは、自己の運動能力や身体機能の変化を認識し、ゆとりを持って行動しましょう。道路を横断するときや、交差点を通行するときは「相手が止まるだろう」などと優先意識を持たず、自分の目でしっかり安全を確認しましょう。

ドライバーの皆さんは、子どもや高齢者に対する思いやりのある運転を心がけましょう。



②夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

(特に、反射材用品等の着用の推進および自転車前照灯の点灯の徹底)

歩行者・自転車の皆さんは、明るく目立つ色の服を着て、反射材を活用しましょう。歩きながらスマートフォンを操作することは絶対にやめましょう。ドライバーの皆さんは、夕暮れ時は早めにライトを点灯し、スピードを抑えて運転しましょう。

③後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

車に乗るときは、後部座席を含めた同乗者全員が正しくシートベルトを着用していることを確認しましょう。

チャイルドシートを使用する場合は、幼児の体格に合ったものを選び、正しくしっかり取り付けましょう。

④飲酒運転の根絶

飲酒運転は悪質な犯罪です。飲酒運転は「しない・させない・ゆるさない」を徹底し、秩父市から飲酒運転を無くしましょう。

二日酔い運転を含め、飲酒運転は絶対に「しない」という強い意志を持ちましょう。

☎市民生活課 ☎26-1133



10月7日(月)～13日(日)

行政相談週間

行政相談を

ご利用ください

皆さんの中には、日常生活において、官公署や特殊法人・独立行政法人が行っている仕事について、苦情や要望・意見などをお持ちの方が多いためではないでしょうか。例えば、登記、雇用、相続、税金、道路、行政一般について、困りごとがありましたら、行政相談をご利用ください。

(相談例)

- ・ 国道の雑草を除草してほしい
- ・ 行政の説明や措置に納得がいかない
- ・ 苦情を直接申し出にくい

行政相談とは?

総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員が、皆さんと行政機関などの間に立って、公平・中立な第三者的立場からあつせんを行い、苦情などの解決を図るとともに、皆さんの声を行政運営の改善に役立てるものです。

総務省では、行政相談制度のより一層の普及を図るため、毎年「行政相談週間」を設けて全国各地に各種事業を実施しています。

なお、秩父市では次のとおり行政相談を行っています。

秩父市の行政相談 (無料)

いずれも午後1時～3時

市役所2階相談室	毎月第3月曜日
吉田総合支所	毎月第1月曜日
大滝総合支所	毎月第4月曜日
荒川総合支所	毎月第2月曜日

相談はすべて無料で秘密は守られますのでお気軽にご利用ください。

秩父市担当の行政相談委員

- 根岸 進 委員
- 山口 実 委員
- 磯田 喜次 委員
- 山中 澄子 委員

行政苦情110番

総務省関東管区行政評価局でも相談を受け付けています。

☎0570-1090110

☎048160012336

☎「行政苦情110番」で検索！
☎市民生活課 ☎26-1133

